

畜産高度化支援補完リース事業実施要領の一部改正

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">前文 [略]</p> <p>第1 事業の内容等 この事業の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 リース事業の内容 (1) 畜産クラスター機械導入リース事業（以下「クラスターリース」という。）</p> <p><u>畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）</u>、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「クラスター要領」という。）<u>及びクラスター要領の別紙2-1 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業のうち収益性向上対策）</u>（以下「クラスター要領別紙2」という。）に基づく生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置<u>並びにクラスター要領の別紙2-2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業のうち持続性・社会的価値向上対策）</u>に基づく国産飼料の生産・利用、雇用の創出、動物福祉、家畜衛生等の経営の持続性若しくは社会的価値の向上に必要な機械装置を貸し付ける。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p style="text-align: center;">前文 [略]</p> <p>第1 事業の内容等 この事業の内容は、次のとおりとする。</p> <p>1 リース事業の内容 (1) 畜産クラスター機械導入リース事業（以下「クラスターリース」という。）</p> <p><u>畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知。）</u>、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号生産局長通知。以下「クラスター要領」という。）<u>及びクラスター要領別紙2 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）</u>（以下「クラスター要領別紙2」という。）に基づく<u>貸付の対象となる</u>生産コストの低減、畜産物等の高付加価値化、畜産物等の新規需要の創出及び飼料自給率の向上を通じた畜産経営の収益性の向上等に必要な機械装置を貸し付ける。</p> <p>(2)～(5) [略]</p>

(6) 国内肥料資源利用拡大対策リース事業（以下「環境対策リース」という。）

国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「環境対策要領」という。）、環境対策要領別紙1国内肥料資源活用総合支援事業、別紙2畜産環境対策総合支援事業及び別紙3家畜排せつ物処理施設構造転換支援事業に基づき、国内資源由来肥料への転換、堆肥の高品質化・ペレット化、悪臭低減・汚水処理に係る高度な畜産環境対策又は温室効果ガス排出削減に必要な家畜排せつ物の管理方法の変更を実施する場合に、必要な機械・機器、整備又は補改修した施設・設備を貸し付ける。

[以下略]

附 則 [略]

附 則

この要領の改正は、令和8年4月6日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(6) 国内肥料資源利用拡大対策リース事業（以下「環境対策リース」という。）

国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和4年12月21日付け4農産第3508号農林水産事務次官依命通知）、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和4年12月21日付け4農産第3509号、4畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知。以下「環境対策要領」という。）、環境対策要領別紙1国内肥料資源活用総合支援事業及び別紙2畜産環境対策総合支援事業に基づき、国内資源由来肥料の加工・分析、堆肥の高品質化・ペレット化、高度な畜産環境対策等を実施する場合に、必要な機械・機器、整備又は補改修した施設・設備を貸し付ける。

[以下略]

附 則 [略]